北九州市

戸籍システムの標準化に係る

情報提供依頼書

令和７年６月３日

総務市民局市民部区政推進課

１　概要

1. 背景・目的

令和３年９月１日施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）」に基づき、本市の戸籍事務を担っている戸籍システムについて、国の示す標準仕様書に準拠したシステムへの移行を計画しているところです。

本件は、戸籍システムの標準化に向け、各事業者の標準準拠システム提供の意向やサービス提供開始時期、必要な準備期間、サービス提供方法、本市の標準準拠システムへの移行方針への対応可否等について把握することを目的とし、情報提供依頼を実施します。

1. 現行システムの概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| システム名称 | 戸籍システム | 戸籍の附票システム |
| 処理内容 | 戸籍の届出から入力、審査、決裁までの最終的な記載まで及び戸籍の管理や発行等を行うシステム（埋火葬許可、人口動態調査、民刑業務を含む） | 戸籍附票の管理や発行等の業務を行うシステム |
| 開発事業者 | 富士フイルムシステムサービス（株） | 富士フイルムシステムサービス（株） |
| 保守事業者 | 富士フイルムシステムサービス（株） | 富士フイルムシステムサービス（株） |
| パッケージ／開発 | パッケージ製品(KONG) | パッケージ製品(KONG) |

２　標準準拠システムへの移行方針（概要）

1. 移行予定時期

令和８年度中にクラウドへ移行予定

1. 移行対象

ア　標準準拠の戸籍システム(火葬等許可、人口動態調査事務含む)

イ　標準準拠の戸籍の附票システム

1. 関連システム移行予定時期

住民記録システムは、令和10年1月以降予定

（４）　連携について

連携している主なシステムは以下の通りです。

ア　住民記録システム(株式会社ＲＫＫＣＳ)

イ　住基ネットシステム（運用保守事業者は九州日立システムズ）

ウ　戸籍事務内連携システム

エ　コンビニ交付システム（株式会社ＴＫＣ）

（５）　稼働環境

システムの稼働環境は、以下の３つのいずれかを想定しています。

1. ＡＷＳによる独自プライベートクラウド（クラウド利用料及び個別のネットワーク回線は市が準備して提供。）
2. ガバメントクラウド（クラウド利用料、ネットワーク回線は受託者が提供）
3. 独自クラウド（クラウド利用料、ネットワーク回線は受託者が提供）

（６）　使用端末

当市では、戸籍システムを含むマイナンバー利用事務系の業務は全て共用端末を使用します。
　　・ Ｃｉｔｒｉｘによる仮想デスクトップ（Windows11）
　　・ 現在、戸籍システムを利用している端末数は約250台

３　情報提供依頼実施方法

1. 回答方法について

「様式１　回答書」を記載し、電子メールにて回答をお願いします。

また、回答するにあたり貴社製品に関するカタログや移行スケジュール等がございましたら 、併せて送付をお願いします。

1. 質問について

「様式１　回答書」を回答するにあたり、本市の現行システム環境等の情報について、確認や質問があれば、「秘密保持誓約書」及び「様式２ 質問票」を記載の上、電子メールにて送付をお願いします。

質問票に対する本市からの回答は、個別に電子メールで回答します。

1. 連絡先

ア メール送付先： 北九州市総務市民局市民部区政推進課

イ メールアドレス： sou-suishin@city.kitakyushu.lg.jp

ウ 表題：【戸籍 システム標準化 RFI 】回答（貴社名）

エ 電話： 093-582-2107

オ 担当： 村田、西山

４　実施期間

実施期間は以下のとおりとします 。

|  |  |
| --- | --- |
| 要件 | 依頼事項 |
| 質問票提出期限（質問への回答） | 令和７年６月１０日（火）午後５時まで（令和７年６月１７日（火）を目途に北九州市から回答） |
| 回答書提出期限 | 令和７年６月２３日（月）午後５時まで |

５　その他

（１）　資料提供のあった事業者について、将来のシステム調達の保証をするものではありません。また、ご提供いただけなかった事業者に対し、将来的に不利益な取扱いが生ずることもありません。

（２）　ご提供いただいた資料については、当該目的のために本市内で利用させていただき、 資料提供のあった事業者に断りなく本市外へ提供いたしません。

（３）　ご提供いただいた資料については返却しません。

（４）　ご提供いただく資料等の作成及び提供に必要な費用は、提出者の負担とします。

（５）　ご提供いただいた資料に関して、後日問い合わせをさせていただく場合があります。